

資料 1 決算書の説明

平成 29 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

平成 29 年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要

平成 29 年度の収支については、28 年度と比較し、歳入面では、主に国庫支出金が約 9,100 万円、共同事業交付金が約 1 億 1,300 万円減少したものの、前期高齢者交付金が約 1 億 8,000 万円増加したことから、会計全体で約 3,700 万円の減となっています。

一方、歳出面では、主に諸支出金が約 2,300 万円増加したものの、医療費に該当する保険給付費が約 1 億 2,000 万円、共同事業拠出金が約 6,100 万円減少したことから、会計全体で約 1 億 7,000 万円の減となっています。

結果としまして、歳入総額 40 億 642 万 5,079 円に対し、歳出総額は 37 億 2,640 万 4,901 円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は 2 億 8,002 万 178 円となり、この額は 30 年度に繰り越します。

また、29 年度において国保財政調整基金から生じた利子 35 万 3,036 円を基金に積み立て、29 年度末の国保財政調整基金残高は 1 億 9,764 万 3,767 円となっています。

医療費の動向といたしましては、一般被保険者及び退職被保険者等を合わせた療養給付費が前年度と比べて 4.4%減少しております。平成 25 年度からの推移をみますと、一般被保険者の療養給付費が毎年増加しておりましたが、29 年度においては減少に転じたところです。

国民健康保険被保険者の年間平均の被保険者数は、前年度と比べて 4.3%減少していますが、療養給付費の 1 人当たり年間受診件数は 16.97 件と、28 年度より 00.95%増加しています。また、1 人当たり年間費用額も 28 年度より微増し、360,136 円となっています。高齢化の進行や医療技術の高度化に伴い受診件数、費用額の増加傾向は今後も続くものと思われます。

医療費の増加抑制策としましては、平成 20 年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」により全被保険者に義務付けられた「特定健診・特定保健指導」を実施し、40 歳以上の方の生活習慣病予防に努めております。

また、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及を促進し、費用負担抑制に

つなげる目的で、「ジェネリック医薬品希望カード」付きの啓発リーフレットを被保険者に配布するとともに、25 年度からは、先発医薬品から後発医薬品に切り換えた場合の利用差額を被保険者に年 2 回通知しております。

引き続き、決算書の説明を申し上げます。

22 ページの歳出から説明いたします。

款 1 総務費 項 1 総務管理費 目 1 一般管理費は、国民健康保険事業の運営に要する人件費並びに事務処理に要する経常的な経費であります。

決算額は 4,469 万 1,713 円で、前年度に比べて約 6 万円減少しております。

24 ページをお願いいたします。

項 2 徴税費 目 1 賦課徴収費は、国民健康保険税の賦課徴収事務に要する経常的な経費で、納税通知書の印刷経費や郵送経費などを支出しております。

決算額は 365 万 7,690 円で、前年度より約 21 万円減少しております。この主な要因は、印刷製本費の減によるものであります。

款 2 保険給付費 項 1 療養諸費 目 1 一般被保険者療養給付費は、一定期間会社などにお勤めになって年金を受給されている「退職被保険者等」以外の方々、「一般被保険者」に対する医療費の保険者負担分であります。決算額は 18 億 9,925 万 4,980 円で、前年度より約 8,010 万円減少しております。被保険者数の減少に加え、入院に係る費用額が約 8,230 万円、入院外に係る費用額が約 1,800 万円、調剤に係る費用額が約 608 万円減少するなど、全体として受診件数、費用額とも減少しており、保険者負担額の減少につながったものと考えております。

目 2 退職被保険者等療養給付費は、先ほどご説明した「退職被保険者等」に対する医療費の保険者負担分であります。29 年度決算額は 5,548 万 2,056 円で、前年度より約 1,049 万円減少しております。この要因は、主に退職被保険者等の減によるものと考えております。

26 ページをお願いいたします。

項 2 高額療養費についてですが、「高額療養費」とは医療費が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分を保険者が負担するものです。目 1 一般被保険者高額療養費は、2 億 4,688 万 5,985 円で、前年度より件数で 114 件減少し、決算額も約 2,539 万円の減となっております。受診件数、1 人あたり費用額が減少した結果、高額医療費の減少につながったものと考えております。

目 2 退職被保険者等高額療養費は、1,370 万 4,551 円で、前年度より件数で

2 件の増、決算額で約 119 万円の増となっております。

項 4 出産育児諸費 目 1 出産育児一時金は、1,125 万 8,200 円で、前年度より件数で 13 件の減、決算額で約 519 万円の減となっております。

28 ページをお願いいたします。

款 3 後期高齢者支援金等 目 1 後期高齢者支援金につきましては、全ての 75 歳以上の方が加入する「後期高齢者医療制度」による保険事業に対し、国民健康保険を含む全ての保険者が公平に財政負担するための経費で、4 億 1,028 万 2,082 円支出しております。前年度より約 870 万円の減となっています。

款 4 前期高齢者納付金等 目 1 前期高齢者納付金につきましては、後期高齢者支援金と同様に、全ての 65 歳から 74 歳の前期高齢者に係る医療費負担の偏在を保険者間で財源調整する制度です。29 年度は 146 万 489 円支出しており、前年度より約 118 万円増加しております。

30 ページをお願いいたします。

款 6 介護納付金は、40 歳以上 65 歳未満の被保険者に係る介護保険料相当額を社会保険診療報酬支払基金に納付するものです。本町の第 2 号被保険者数に単価を乗じて算出した 29 年度概算額から、前々年度の精算額と調整金額を差し引いた額 1 億 3,607 万 2,029 円を納付しております。前年度からは約 21 万 5,000 円減少しております。

款 7 共同事業拠出金 目 1 高額医療費拠出金 8,403 万 441 円は、高額医療が多発した保険者の財政負担を相互支援するため、あらかじめ全保険者で一定額を拠出し、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える医療費に対して交付される高額医療費共同事業に係る拠出金であります。拠出金の額は前年度より約 1,452 万円減少しております。

目 2 保険財政共同安定化事業拠出金 7 億 4,717 万 1,722 円は、高額医療費拠出金と同様に全保険者で一定額を拠出し、保険者相互で再保険化を図るもので、こちらは全ての医療費を対象としております。拠出金の額は前年度より約 4,719 万円減少しております。

款 8 保健事業費 項 2 特定健康診査等事業費 目 1 特定健康診査等事業費は、平成 20 年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき全保険者に義務づけられた、特定健診・特定保健指導に係る経費で、1,446 万 1,404 円を支出しております。

特定健診では 1,717 名の方が受診され、そのうち 45 名に特定保健指導を実施

しております。受診率は、前年度と比較して 0.2%上昇し、28.9%となっております。

32 ページをお願いいたします。

款 9 基金積立金は、平成 29 年度において財政調整基金から生じた利子 35 万 3,036 円を基金に積み立てたものです。平成 29 年度末の国保財政調整基金残高は 1 億 9,764 万 3,767 円となっています。

款 11 諸支出金 項 1 償還金及び還付加算金 目 3 償還金 2,791 万 2,340 円につきましては、平成 28 年度以前に係る医療給付費の実績報告などの結果、超過交付となった国庫支出金、療養給付費等負担金等の超過分を返還したものであります。

続いて、歳入について説明いたします。10 ページをお願いいたします。

款 1 国民健康保険税の総額は、6 億 5,314 万 4,027 円で、前年度と比較し約 2,905 万円の減となっています。一般被保険者と退職被保険者等を合わせて、年度平均被保険者数では 335 人減少するとともに、基準総所得金額の減少、保険税軽減額の増加などにより、保険税総額も減少したものと考えております。

12 ページをお願いいたします。

款 3 国庫支出金 項 1 国庫負担金 目 1 療養給付費等負担金は 5 億 1,022 万 7,269 円で、前年度比で約 6,325 万円の減となっています。歳出側で、一般被保険者に係る保険給付費が減少した結果、保険給付費の 32%を負担する本負担金も減少いたしております。

項 2 国庫補助金 目 1 財政調整交付金は、1 億 7,685 万 4,000 円で、前年度より約 2,694 万円の減となっています。これについても、一般被保険者に係る保険給付費の減少が要因と考えられます。

目 2 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金は、259 万 2,000 円となっていますが、これは、平成 30 年度からの国保都道府県広域化に伴い必要となった、国民健康保険システム及び国保事業報告システムの改修経費に対する補助金であります。

14 ページをお願いいたします。

款 4 療養給付費等交付金は、退職被保険者等の保険給付に対して社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、8,185 万 9,837 円であります。前年度と比較し約 673 万円の増となっております。

款 5 前期高齢者交付金は、全ての 65 歳から 74 歳の前期高齢者の医療費負担の偏在を保険者間で財源調整するために交付されるもので、前年度と比較し約 1 億 8,093 万円増の 11 億 6,421 万 8,760 円となっています。

款 6 県支出金は、1 億 8,637 万 6,828 円で、前年度より約 1,164 万円の減となっています。主な要因は、高額医療費共同事業負担金及び普通調整交付金の減額によるものであります。

16 ページをお願いいたします。

款 7 共同事業交付金 目 1 高額医療費共同事業交付金は、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える高額医療を対象として、事業実施主体である国保連合会から交付されるものであります。

決算額は 7,674 万 4,483 円で、保険給付費の減により、前年度より約 2,594 万円減少しております。

目 2 保険財政共同安定化事業交付金は、全てのレセプトを対象とし、各保険者が負担した拠出金を財源として、事業実施主体である国保連合会から交付されるものであります。

決算額は 7 億 3,430 万 5,884 円で、一般被保険者にかかる保険給付費の減により、前年度より約 8,744 万円の減少となっております。

款 9 繰入金の決算額は、2 億 3,057 万 6,582 円で、前年度より約 340 万円増加しております。財源補てんのための一般会計繰入は行わず、いわゆる法定繰入のみとなっています。

18 ページをお願いいたします。

款 10 繰越金は、28 年度決算の結果生じた実質収支額を 29 年度に繰り越したものです。

35 ページをお願いいたします。

29 年度決算の総括といたしまして、歳入総額 40 億 642 万 5,079 円に対し、歳出総額は 37 億 2,640 万 4,901 円で、歳入歳出差引額 2 億 8,002 万 178 円を翌年度に繰越しいたします。

平成 30 年度からスタートした国保制度改革、いわゆる都道府県広域化により、都道府県は「財政運営の責任主体」として、保険給付のために必要となる財源を「国保事業費納付金」として市町村から徴収するとともに、給付に必要な費用を市町村に交付することとなりました。

一方で市町村は、都道府県から請求された「国保事業費納付金」を納付するために必要となる保険税額を確保するため、保険税率を決定・賦課し、収納した保険税でもって都道府県に納付金を納めることとなりますが、当町においては、平成 29 年度の保険税率を据置くことで、平成 30 年度当初予算を編成し事業を執行しているところであります。

また、兵庫県におきましては現在、将来的な保険料率の統一へ向けた検討等を進めるため、国民健康保険運営協議会及びワーキング部会が開催されており、平成 30 年度から本町もワーキング部会の構成市町として参加しておりますが、今後提起される議題や検討内容について注意深く情報収集するとともに、積極的な意見・提言を行ってまいります。

今後も、国民健康保険事業が安定的に運営できるよう、保険税の適正な賦課並びに保険税の収納率向上に努め、関係部署と連携しながら保健事業を推進することにより、医療費の適正化に取り組んでまいります。